

第25期宝塚市農業委員会

令和6年第8回議事録

(2024年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和6年8月21日

(2024年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和6年第8回議事録

1. 日 時 令和6年(2024年)8月21日(水)14時00分～15時00分

2. 場 所 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、
8番古野弘之、9番平塚茂樹、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

福本委員

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝渕良樹 係長 木元富夫 事務職員 永井敬善、岡村美佑

10. 議 題

- | | |
|----------|--|
| 1 議案第37号 | 非農地証明願の件 |
| 2 議案第38号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件 |
| 3 議案第39号 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による
事業計画認定の決定の件 |
| 4 議案第40号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件 |
| 5 議案第41号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件 |
| 6 議案第42号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 |
| 1 報告第38号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 |
| 2 報告第39号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 |
| 3 報告第40号 | 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の
証明の件 |

令和6年第8回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和6年8月21日

開会 午後2時00分

○林会長 時間も定刻ですので、始めさせていただきたいと思います。それでは、本日の欠席者ですが、福本委員が欠席でございます。会議に必要な過半数は出席しておりますので、第8回総会は成立しております。

本日の議事録署名人は、3番の阪上文代会長代理、小中委員お見えでないんで、5番の逢坂委員、お願いしたいと思います。

それでは、総会を始めたいと思います。

事務局長から、諸般の御報告をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 ありがとうございます。報告は終わりました。何か御意見、御質問ございますか。特にないので、それでは議案審議に移りたいと思います。

議案第37号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書の1ページを御覧ください。

議案第37号 非農地証明願の件、別紙のとおり非農地証明願がありましたので御審議願います。令和6年(2024年)8月21日。宝塚市農業委員会会長、林五郎。

2ページを御覧ください。

非農地証明議案第37号、1件です。願出人、(住所)、(氏名)さん。所在、寿町(地番)。地目が田。地積330㎡。所有者、(氏名)さん。

農地でなくなった時期と現況、昭和53年3月18日に新築で建物が建っております。

証明を必要とする理由は、現況の土地利用に合わせるため。その他といたしまして、土地全部事項証明書添付、国土地理院の地図の添付、1990年代のものです。

位置図については、3ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。古野委員。

○和田委員 相当前から家が建っておりまして、加えて一種の作業所みたいな、2階建ての作業所もあります。そのとおりです。

○林会長 農業委員、推進委員で本件に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。

特にないので、採決いたします。

非農地証明願の件について、証明することに賛成の両委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書4ページを御覧ください。

議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。令和6年(2024年)8月21日。宝塚市農業委員会会長、林五郎。

5ページを御覧ください。

申請人、譲受人が(住所)、(氏名)ほか4名。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地につきまして、大原野字(地番)ほか4筆。地目は畑。地積は5筆の合計で2,848㎡。譲受人の耕作面積は0㎡です。調査書につきましては、別紙のとおりです。権利の種類は、所有権です。申請地につきまして、大原野字(地番)、畑、220㎡。(地番)、田、708㎡。(地番)、田、422㎡。(地番)、田、1,289㎡。(地番)、田、209㎡。譲受人につきまして、(住所)、(氏名)、持分が5分の1。(住所)、(氏名)さん、持分5分の1。(住所)、(氏名)さん、持分5分の1。(住所)、(氏名)さん、持分5分の1。(住所)、(氏名)さん、持分5分の1。位置図については、7ページを御覧ください。

続きまして、6ページです。

農地法第3条の調査書になります。譲受人、(氏名)ほか4名、譲渡人、(氏名)。作成者、事務局の岡村です。まず、審査の基準につきまして、第2項第1号、全部効率利用、判断の理由が、譲受人のうち2名は既に申請農地以外で営農しています。保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。ミニ耕運機1台、草刈機1台を保有しています。(氏名)さんです。続きまして、第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人。譲受人は個人であるため適法ございません。該当いたしません。続きまして、第2項第3号、信託につきまして、信託ではないので適用ありません。該当いたしません。続きまして、第2項第4号、農作業常時従事につきまして、譲受人はの作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者5名それぞれ年間に150日、100日、300日、60日、150日、農業従事の予定です。該当しません。続きまして、第2項第5号、転貸禁止につきまして、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。該当しません。続きまして、第2項第6号、地域調和につきまして、申請地は農業や里山への体験学習等に活用予定であり、菊芋、みょうが、三つ葉(全て自生)を自家消費として生産予定であります。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、8月7日事務局2名、農業委員会会長代理、農業委員4名、推進委員1名が譲受人の立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しております。該当しません。

位置図については、7ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。船岡委員。

○船岡委員 特に問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。上田さん。

○上田推進委員 6ページの第2項第1号のところで、譲受人の2名について理由の説明があるんですけども、ほかの3名の方についての記載がないんですが、これについて記載は必要ないということなんですか。

○林会長 事務局。

○事務局 農地を全部効率的に利用できるかという観点で、今回、譲受人の方が5名いらっしゃるって、うち2名が十分な日数を必ず、2名が既に申請農地以外で営農をしている観点から、この農地に関しては2名とその残りの3名が力を合わせたらできる。全員が素人ではなく、うち2名は営農経験があるという意味で書かせていただきました。

○上田推進委員 残りの方については、そういう機械とか設備がお持ちでないけども、できるということで判断したんですね。

○事務局 そうですね。全部利用の効率は可能かと思います。

○上田推進委員 これは所有権の移転では。

○事務局 所有権の移転です。

○上田推進委員 所有権移転ですよ。農地を所有すること、それぞれがそういう農地を有する設備を有するところを理由になるわけではないんですね。

○事務局 農機具の所有が必ずということではないです。この農地を利用するのに、5人で皆さんで協力してやられるということで、(氏名)さんが持ってる機械を皆さんで使われるというふうに聞いています。

○上田推進委員 そういう記載が必要だと思います。

○事務局 5人で協力してここを農地として守っていかれるというふうに申請になっております。

○林会長 5人で共同で農地を守っていく、また農地を活用していく。機械についても、みんなが共有した中で1台あればいいじゃないかというようなスタンスやということです。

○上田推進委員 これは記載がないので、判断の理由としてはちょっと足りないのかなと。

○林会長 理解していただきました。

○上田推進委員 分かりました。

○林会長 ほかに何か。

○事務局 事務局のこの意見に反していただいてももちろん問題ないです。あくまでこちらで調査した内容ですので。これが必ずしも絶対正しいというわけではないので、そこだけちょっと御理解いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○林会長 ほかに何か御意見ございますか。

それでは特にないようですので、採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、許可することといたします。

次に、議案第39号 都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書の8ページを御覧ください。

都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の

件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

9ページを御覧ください。

申請人は、(住所)、(氏名)さん。土地の所有者が、(住所)、(氏名)さん。今回、貸借の設定を受ける都市農地については、山本東(地番)で、地目が田、地積が247㎡です。譲受人の方は、現在耕作面積は0㎡で、労働力はお一人でされます。

調査書については別紙のとおりで、今回の賃貸借の期間が令和6年9月1日から令和7年8月31日までの1年間で、権利の種類は賃貸借権です。

10ページの調査書を御覧ください。

申請人が同じく(氏名)さんで、所有者が(氏名)さん。作成者が事務局の岡村です。

審査基準である第4条第3項第1号の耕作の事業内容について、申請人の(氏名)さんはサボテン・多肉植物を鉢植え栽培で温室内で育成します。インターネットの販売を中心にされており、上記の園芸植物の育成・販売により、「園芸の町 宝塚」の地域活性化にも助力します。

具体的な事業内容は、借手の(氏名)さんは、植物の残渣等は農地に放置せず適切に処理いたします。また、除草は適宜除草作業を行います。近隣住民等の住環境への影響を考慮し、農地利用の際は早朝・夜間を避け、路上駐車・騒音には十分に気をつける等、適切な使用を心がけます。地権者である(氏名)さんは、当該農地の周縁部の除草や農会・水利組合との折衝、水路の管理等を行い、この農地で営む農業について年間30日以上従事します。

第4条第3項、従事状況、申請人である(氏名)さんの年間従事予定日数は200日です。

第4条第3項第3号の農地の利用状況、現在、申請人の(氏名)さんの所有地は0㎡。所有地以外の土地も0㎡です。作付予定及び作付予定面積は、作付予定はサボテン・多肉植物、面積としては温室の床面積の72㎡を利用予定です。農業経験3年とあるんですが、今までは御自宅内でサボテン・多肉植物等を栽培しておられました。臨時雇用労働力は0人。圃場までの距離は徒歩7分です。第4条第3項第2号、周辺地域の関係については、借り受ける圃場は温室栽培が主であることから、周辺環境への農薬のドリフト等の影響は少ないと考えられます。また、温室内は鉢植えで栽培することから、ほかの農家への耕作の影響は低いと思われます。

位置図につきましては、11ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。金岡委員。

○金岡委員 最近サボテンの生産者が結構増えておる状況です。また、この方もインターネットなんかでサボテンの販売なんかをしておられるみたいなんですけども、1鉢ウン万円からウン十万円するようなもので置いてありました。ですので、これからまたきれいなサボテン、また圃場を維持管理していられると思いますので、問題はないかと思います。

○林会長 ありがとうございます。本件に対しまして農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、採決いたします。都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件について、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、認定することといたします。

次に、議案第40号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、12ページを御覧ください。

議案第40号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」の証明願がありましたので、御審議願います。

13ページを御覧ください。1件ございます。

申請者は、(住所)、(氏名)さん。申請地は、山本野里(地番)。地目は畑。地積が3,053㎡。耕作者が(氏名)さん。証明する従事者も(氏名)さんです。申請理由は、(個人情報)です。その他につきましては、(個人情報)の添付がありました。

位置図につきましては、14ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明はお終わりました。地区委員の御意見をいただきたいと思えます。またまた金岡委員。

○金岡委員 持ち主の(氏名)さんが(個人情報)によって、息子さんであります(氏名)さんが相続することになりましたので、何か問題は多分ないと思えます。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の15ページを御覧ください。

議案第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願がありましたので、御審議願います。

では、次の16ページを御覧ください。こちら1件ございます。

今回、相続された相続人の方が、(住所)、(氏名)さん。被相続人の方は、(住所)、(氏名)さん。被相続人の所有面積は1,530㎡で、今回納税猶予としてする農地が口谷東(地番)と山本野里(地番)の2筆です。面積は2筆で1,530㎡。相続が開始した年月日は、令和5年の10月26日です。

その他につきまして、願出地が口谷東(地番)の地目は畑、面積が654㎡。もう一筆が山

本野里（地番）、地目が田、地積が876㎡です。お二つとも植木が植わってありました。その他で土地の全部事項証明書の添付がありました。

位置図につきましては、17ページと18ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。地区委員の御意見をいただきたいと思います。阪上委員。

○阪上委員（住所）の方なんですけれども、（住所）のほうではたくさん作っておられるみたいで、口谷のこの場所に関しましては柿の木を作っておられます。それから、山本野里のほうのこの場所に関しましては、レモンを作っておられます。農家の方ですし、ふだんも出荷されるためにきれいに管理しておりますので、特に問題ないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について、証明することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第42号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を議案といたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、19ページを御覧ください。

議案第42号 農地法第5条第1項第6号の規程による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規程による届出があったもののうち、専決処分を保留したものについて御審議願います。

それでは、20ページを御覧ください。

今回、こちらが隣接の同意がなかったため議案として上げさせていただいております。届出者、譲受人、（住所）、（氏名）。譲渡人、（住所）、（氏名）さん。所在が小林（地番）。地目が田。地積383㎡。転用目的が住宅用地。造成期間が、令和6年11月1日から30日間。建設期間が、令和6年12月1日から180日間。施設の概要としまして、構造が木造3階建て1棟、15戸。面積が、延べ床面積で約541㎡。権利の種類は所有権。

その他としまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地の同意書が添付ございません。理由書を添付しております。令和6年6月21日、生産緑地の制限解除です。

位置図につきましては、21ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。確認委員の御意見をお伺いしたいと思います。平塚委員。

○平塚委員 隣が東が畑になって、東側に3階建てを建てるという計画になっているんですけども、今のところ生産されているところが畑で生産しているので、東側に3階建てというのがちょっと気になる、2階建てであつたら同意するんだけどもというのが今の現状です。

○林会長 ほかに御意見ございますか。隣接同意を取ってへんねんな。

○事務局 はい。

○林会長 取れてないんやな。

○事務局 1回、事業者の方が直接お話を隣接農地の方にされて、いろいろ書類お持ちした

後、その後ちょっとお電話されるけど出はらへんみたいで、没交渉に今なってるということ。委任されている**(事業者名)**の方から聞いております。

○林会長 農業者にとってどうやということを考えるのがこの会議だと思うんです。水が来なくなるとか、日照権の問題とか、そこらあたり隣接同意的なものを取ったならばの動きにしてみらうのが一番ベターじゃないかなと。

○小中委員 決め手がなかなかあれか分かりませんが、市街化区域の中の農地ということで、調整区域だったら許可制になってるやつが軽いわけです。手続上。そういうふうな趣旨もあるので、土地の有効活用という目面もよく考える必要があるかな。特に同意がないということで何かトラブルが出てくるのは好ましくないんやけども、あとは関連の建築法規とか、それに基づいて適切に活用してもらったらいんじゃないかと思いますので、私はやっぱりこれは認めてもいいんじゃないかなというふうに思います。

○平塚委員 実際その土地、収益を得るとか、そこまで農業をされてないと思うんですけれども、それも含めたら認めてもいいかなとは思うんですけれども、後々地域の中でもめごとになったら委員としてもやりづらかなというところがあるので。

○林会長 隣接農地の方は、いうたら不服なんやね。

○平塚委員 ちょっと手続というか、交渉が最初、図面持ってきたのが平地の図面で何階建てとかがないとか、その辺、生産者のほうから問い合わせで分かったとかいうことで、ちょっと不信感もたれてるというか、そういうところもあるんじゃないかなと思うんです。まして、これ仲介者は小林の不動産なんですけれども、販売したのが岸和田ということで大分遠方でもありますし、その辺がちょっとこじれるかなという気はするんで、これはちょっと自分の所感ですけれども。

○林会長 農園の問題。一番いいのは、その不動産業者が隣接のところにもう一度、頭を下げにいったらうって隣接同意もらうというのが一番ええことだとは思うんですけどね。

○平塚委員 この譲受人よりも不動産屋がメインであるという感じですかね。

○林会長 言うたんは不動産やねんから。農地の方が迷惑かかるいうことで、ちょっとイラついてはるというんか、ちゅうちょしてはる。あまり面白くないなということだと思う。そういうことやね。

○事務局 そうですね。

○林会長 事務局。事業者に対して、隣接同意が取られへんのかというのは言えるんかな。

○事務局 一応、最初に御相談があったときから3回ほどできればということをお願いをして、実際、事業者さんも計8回ほど土地の所有者さんにアプローチをいただいた上で、どうしてもということで最後なしで届出をいただいています。

○事務局 そのときは3階建ての建築は困るというふうに言ってたということは、事業者という譲受人と譲渡人の方2人から委任をされてる**(事業者名)**の方なんですけれども、その方にそういった話があったということは聞いてて、その際に図面を持ってくるように言われたということで、その後、図面を既にお渡ししてる分しかなかったんで、その旨を伝えたお手紙を入れたところ、あまり返事がなくて連絡もつながらないということ聞いてます。

○林会長 農業者にとって、それは不利になるということやったら考えてあげないかんのちゃうかな。と思ったけど。不利になるということで相手は言うてはるねんやな。

○事務局 そうということですね。伝え聞いている状況ですが。

○事務局 本来は、それが隣地の所有者さんの同意があれば、うちらそこまで介入しなくてもよいだろうと思われます。隣地農地の同意自体は法廷要件ではなくて、うちが判断するときに、今申し上げたように隣地の方が同意してるならいいのではないかという判断材料にすぎません。今回については隣地農地が得られないので、じゃあ農業委員会として日照権であったり、水路の問題であったり、もし隣地の方がそこを主張されてるようであれば、やはりそこは加味して議決していただく必要があるのかなと思うんです。

○事務局 ただ、ここも考え方次第なんですけども、隣の区画も農業者ですし、もちろん売却される方も農業者さんなので、どちらに肩入れするかという言い方はちょっと適切ではないのかなと思います。ただ、先ほどから委員さんの方おっしゃっていただいているように。法廷要件として建築自体の規制にはかかってない。基準の範囲内できちんとされようとされてるので、仮にですけども、我々がこれを否決した場合に、私たちは訴えられる可能性もあります。何か損害を業者の方に与えることになれば。訴えられたからうちが悪いわけではなくて、もちろん裁判の結果次第ですけども、私たちが許可しないことによる影響というのも判断材料にして考える必要があると思います。選択肢としては、先ほど会長がおっしゃったようにもう一度、もう少し隣地の方に理解いただけるように交渉を求める。議決というよりも保留というか。

○林会長 もうちょっと努力できんかということを業者に言うてもらって、それでも対応できないんやったら前に進まなきゃあないと思うんで。今のそういうような問題をはらみながら、はいはい賛成という形で議決したんかというののもいかなもんかなと思うんですけど。

○事務局 いろいろあって、同意したくないというところが理由の場合が多かったり。今回も提出いただいていますこの分は、今のような経緯書のようなものを提出いただいた中身判断して、これならやむを得ないから許可する。した場合が多いかと思います。否決した例はあまりない。

○林会長 取りあえず行政指導じゃないけどもう一度、業者にアタックしてもらって、それでもあれやったら、いうたら許可せざるを得ないかなと。

○事務局 そこは平塚委員とかに仲介入っていただくことは難しい。

○平塚委員 私もどちらの立場で交渉するかというのが。

○事務局 業者さんなどが会ってももらえないような状況らしいので、それも業者さんが主張されてるだけで本当のところは確認のしようがないんですけど。

○平塚委員 私が仲介することによって、同行させてもらうのは大丈夫なので。

○事務局 直接お話しする中で、少し建築の条件を譲歩できる場所があったり。

○平塚委員 それは一番ありがたいはずですね。

○事務局 極端ですけど、金銭的な補償で解決する場合もあるかと思うんです。会っていただかない限りは。

○小中委員 ちょっと意見いいですか。私はそこらの動きを農業委員会の農業委員として調整に入るとか、民民の中に入っていった調整していくとか、それはいかなもんかなと思うんですけど。というのは、我々もっと客観的な形で判断すべきであって、実際調整に入って、その結果を見て農業委員会でもまた判断していくというのは、それはいかなもんですかね。

○林会長 それはいうたら、民民の問題のところまでは入る必要はないと思う。

○小中委員 委員に中に入って調整するなり事情を聴くとか、そういうような発言がったので、

そういうところが我々聞くんやったら全て盛り込んでいかないかんわけやし、そういう中に介入せずに、もうちょっと客観的なデータの中で我々は法令的にどうなのかを判断する。そういう立場でないと収集つかんのちゃうかなと思う。

○林会長 委員会でその辺の話でちょっとちゅうちょした部分はあるんで、もう一度だけお話しして理解求めておこうということになりましたということで対応してもらえたらなと思います。

○事務局 かしこまりました。

○平塚委員 (事業者名)の方がアポイントも取れないというようなことであれば、私のほうから連絡させてもらうようにしますので。どうしましょう。それは僕のほうから(事業者名)に言ったほうがいいんですか。

○事務局 こちらから御連絡差し上げます。ありがとうございます。

○林会長 そしたら、本件に対しましてもう一度だけ、隣接の農業者の方の御了解を得る。法的には別に違法なことを建築業者もやってるわけじゃないという判断の中で、もう一度だけアタックしていただく。それでまた同意をいただける。前に進めていただくというようなことでお願いしたいと思います。

続いて、報告事項に移りたいと思います。

報告第38号 農地法第4条第1項第7号の規程による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 23ページを御覧ください。

報告第38号 農地法第4条第1項第7号の規程による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規程による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。令和6年8月21日。宝塚市農業委員会会長、林五郎。

24ページを御覧ください。第4条の届出、2件ございます。

1項目め、届出者、(住所)、(氏名)さん。所在、安倉北(地番)及び(地番)。地目はともに田。地積は759㎡及び1,198㎡。耕作者が(氏名)さんです。転用の目的は、居宅建築用地、駐車場。造成期間が、令和6年9月1日から約1か月。建設期間が、令和6年10月1日から約4か月。施設の概要につきましては、構造が木造平家建て1棟、駐車場8台。面積は延べ床面積237.47㎡です。

その他といたしまして、水利組合の同意書の添付。隣接農地の同意書の添付。令和6年7月9日、生産緑地の制限解除。仮換地が(地番)、393㎡、(地番)、522㎡。

位置図については、25ページを御確認ください。

2件目です。(住所)、(氏名)さん。所在は、中筋(地番)及び(地番)。地目は畑及び田です。地積が422㎡及び77㎡。耕作者は(氏名)さん。

転用目的は駐車場。造成期間が、令和6年9月1日から14日間。建設期間が、令和6年9月15日から7日間。施設の内容としまして、構造がアスファルト敷の19台。面積が499㎡。

水利組合の同意書の添付。隣接農地はないため同意書の添付はございません。

位置図につきましては、26ページを御確認ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。1件目の安倉の関係、田中委員。

○田中委員 知り合いの方でして、確か福祉施設を建てられるということです。特に問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。2件目、今里委員。

○今里委員 ちょっと高齢になられて、今までは野菜を作ったり花を作ったりしてはったんですけども、それもできんということで、今度、駐車場に転用する計画で、隣地農地ありませんし、水利組合の同意書もついておりますので、何も問題はないかと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、続いて報告第39号 農地法第5条第1項第6号の規程による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、29ページを御覧ください。

報告第39号 農地法第5条第1項第6号の規程による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告いたします。

30ページを御覧ください。

1件目です。届出者、譲受人は（住所）、（氏名）。譲渡人、（住所）、（氏名）さん。届出地が山本中（地番）。地目が田。地積1,047㎡。耕作者が（氏名）さん。転用目的が戸建住宅分譲用地。造成期間が、令和6年9月1日から約120日間。建設期間が、令和7年1月15日から約120日間。施設の概要が構造、木造2階建て8戸、面積が1戸当たり約100㎡。権利の種類は、所有権です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付。隣接農地の同意書の添付がございます。

位置図は32ページを御確認ください。

続きまして、2件目です。届出者、譲受人は（住所）、（氏名）。譲渡人は、（住所）、（氏名）さん。届出者地は、安倉南（地番）。地目が畑。地積が553㎡。耕作者が、（氏名）さん。

転用目的は、戸建住宅分譲用地。造成期間が、令和6年9月20日から約30日間。建設期間が、令和6年10月21日から約90日間。施設の概要が構造、木造2階建て4戸、面積が1戸当たり約100㎡。権利の種類は、所有権です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付。隣接農地はないため、同意書は添付ございません。

位置図につきましては、34ページを御確認ください。

続きまして、3件目です。届出者、譲受人が（住所）、（氏名）さん。譲渡人、（住所）、（氏名）さん。届出地が口谷西（地番）。地目が畑。地積737㎡。耕作者は、（氏名）さん。転用目的は、資材置場。造成期間が、受理日から3か月。権利の種類は、所有権です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地の同意書の添付がございます。

位置図につきましては、36ページを御覧ください。

続きまして、4件目です。届出者、譲受人が（住所）、（氏名）。譲渡人が（住所）、（氏名）さん。届出地が、安倉北（地番）。地目が田。地積1,198㎡。耕作者が、（氏名）さん。

転用目的は、戸建住宅分譲用地。造成期間が、令和6年10月1日から約30日間。建設期

間が、令和7年1月1日から約180日間。施設の概要が構造、2棟2戸です。面積が1戸当たり約120㎡。権利の種類は、所有権です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地の同意書の添付などがあります。令和6年7月9日、生産緑地の制限解除をしております。仮換地で（地番）、282㎡となっております。

位置図につきましては、38ページを御確認ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1番目の山本中（地番）の関係、金岡委員。

○金岡委員 周りは田んぼというか、農地はほぼない状態なんです。お隣で1筆10㎡あるかどうかぐらいの隣接があるだけで、要は住宅街です。問題はないかと思います。

○林会長 ありがとうございます。次に、安倉南（地番）また4番の安倉北（地番）の関係、田中委員。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 特に問題はないということですね。そしたら3番目の関係、口谷西（地番）、阪上照一委員。

○阪上照一委員 東側で今、大規模開発の造成工事やってるんですけども、それに関しての資材置場ということで要請が出ております。隣接の農地の方も水利組合も同意書をいただいております。取りあえず資材置場、将来どんな使い方になるんですかという話をしましたら、そのときには必ず水利組合なりなんなり、用途変更の際には十分な説明を行って、誠意を持って対応させていただくということで誓約書みたいなものをいただいております。特に問題ないと思います。

○林会長 ありがとうございます。4つの案件につきまして、農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、続いて報告第40号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件の報告をいたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、40ページを御覧ください。

報告第40号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

41ページを御覧ください。

まず1件目、申請人、（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は、令和3年9月23日から令和6年7月11日。耕作面積は、3,581㎡。納税猶予の農地としまして、自作地の山本南（地番）ほか9筆、合計10筆です。面積は、合計3,581㎡で全て自作地です。証明年月日が、令和6年7月11日。その他といたしまして、願出地が山本南（地番）、田、1,201㎡、（地番）、田、115㎡、平井（地番）、田、438㎡、（地番）、田、62㎡、（地番）、田、16㎡、（地番）、田、433㎡、（地番）、田、503㎡、（地番）、田、40㎡、（地番）、田、565㎡、（地番）、田、208㎡、全て植木となっております。

位置図につきましては、42ページを御覧ください。

続きまして、2件目です。(住所)、(氏名)さん。農業経営が、令和3年6月17日から令和6年7月11日。耕作面積が、981㎡。納税猶予農地が、安倉北(地番)の1筆です。面積が合計981㎡で、全て自作地です。証明年月日が、令和6年7月11日。その他といたしまして、願出地が安倉北(地番)、田、981㎡。仮換地として、街区番号(地番)、水稻となっております。

位置図につきましては、43ページを御覧ください。

続きまして、3件目です。申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が、令和3年7月30日から令和6年7月16日。耕作面積が、2,293㎡。納税猶予農地が、山本丸橋(地番)ほか4筆の合計5筆です。面積は、合計2,293㎡で全て自作地です。

その他といたしまして、願出地が山本丸橋(地番)、田、740㎡、(地番)、田、813㎡、口谷西(地番)、畑、82㎡、(地番)、畑、664㎡、(地番)、畑、30㎡、全て植木となっております。

位置図につきましては、44ページ及び45ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございました。説明は終わりました。農業委員、推進委員で何か御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、以上で本日の議案6件、報告3件についての審議は終了します。

これをもちまして、令和6年第8回総会は閉会させていただきます。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6 番（会長） 林 五 郎

3 番 阪 上 文 代

5 番 逢 坂 洋 子